

運航基準

平成18年10月1日

伊良湖パイロットボート株式会社

目 次

第 1 章 目 的

第 2 章 運航の可否判断

第 3 章 水先艇の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、水先艇の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、水先人乗下船場所の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるとき、又は当該条件に達していない場合においても、昼夜の別、潮流等の条件を勘案し、水先人乗下船場所までの航行に危険が生じ、若しくは生じるおそれがあると認めるときは、水先人乗下船場所への発航を中止しなければならない。

ただし、船長が、水先人乗下船場所を一時的に伊勢湾内に移動すること、又は伊勢湾外に復することを判断するために、当該条件に達していない安全な海域を航行する場合はこの限りでない。(次項において同じ。)

気象・海象 海 域	風速	有義波高	視程
水先人乗下船場所	18m/s 以上	4 m超	100m以下

2 船長は、発航前において、水先人乗下船場所への航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、水先人乗下船場所への発航を中止しなければならない。

風速 18m/s 以上	有義波高 4 m超
-------------	-----------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、水先人等の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

4 船長は、水先人乗下船場所への発航の可否判断が困難であると認めるときは、運航管理者及び業務中の水先人と協議するものとする。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、周囲の気象・海象（視程を含む。）に関する情報を確認し、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は周囲の視程が100m以下となったときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、反転等の適切な措置をとらなければならない。

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、漂泊、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

港名	気象・海象	風速	有義波高	視程
師崎港 伊良湖港		18m/s以上	4m超	100m以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を悪天候に関する概況ファイルに記録するものとする。運航中止基準に達し、又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 水先艇の航行

(艇内作業員の配置等)

第5条 船長は、出入港時、航海中、狭視界時、荒天時など艇内作業員の配置及び係留索の取扱い、見張り、機器、機関の監視などの担当を定め、運航管理者の承認を得るものとする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狭水道航行配置

(運航基準図)

第6条 運航管理者は、船舶が輻輳する海域を航行することを認識し、水先艇の各基地から水先人乗船場所まで又は水先人下船場所から各基地までの運航基準図(別表1)を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路
- (3) 標準運航時間
- (4) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (5) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 運航基準図には、水先人乗下船場所、基地からの距離、標準運航時間、航行上の障害物、基準経路、顕著な物標、海上交通安全法の適用海域境界線、その他安全を確保するために必要な事項を記入する。

3 船長は、基準経路、避険線など航行の安全を確保するため必要な事項を海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、基準経路を常用する。

2 基準経路の使用基準は、周年とする。

名称	使用基準
常用基準経路	周年

(速力基準等)

第8条 速力基準は、別表2のとおりとする。

(特定航法)

第9条 師崎港の航法は、次のとおりとする。

- (1) 水先艇は、入港しようとするときは、師崎港南防波堤灯台(G)を左に見て防波堤内に入り、水路の右側を航行しなければならない。
- (2) 水先艇は、出港しようとするときは、水路の右側を航行し、師崎港南防波堤灯台(G)を右に見て通過しなければならない。
- (3) 水先艇は、水路において他の船舶と並行して航行し、又は他の船舶を追い越してはならない。(次項及び第3項において、同じ。)
- (4) 水先艇は、防波堤内においては、適宜5ノット以下に減速して航行しなければならない。(次項及び第3項において、同じ。)

2 伊良湖港の航法は、次のとおりとする。

- (1) 水先艇は、入港しようとするときは、伊良湖港防波堤灯台(R)を右に見て防波堤内に入り、水路の右側を航行しなければならない。
- (2) 水先艇は、出港しようとするときは、水路の右側を航行し、伊良湖港防波堤灯台(R)を左に見て通過しなければならない。

(通常連絡等)

第10条 船長は、運航基準図上の水先人乗下船場所に達したときは、運航管理者あて次の事項を連絡しなければならない。

- (1) 水先人乗下船場所の名称
 - (2) 水先人の嚮導船舶への乗船時刻及び当該船舶からの下船時刻並びに乗下船方法
 - (3) 天候、風向、風速、波浪、視程等の状況
 - (4) その他目的地への到達予定時刻等運航管理上必要と認める事項
- 2 運航管理者は、航行に関する安全情報等、船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(入港連絡等)

第11条 船長は、必要に応じて、運航管理者又は運航管理補助者に次の事項を連絡しなければならない。

- (1) 水先人乗下船場所への到着予定時刻
 - (2) 入港予定時刻
 - (3) 運航管理者又は運航管理補助者の援助を必要とする事項
- 2 前項の連絡を受けた運航管理者又は運航管理補助者は、必要に応じて、船長に次の事項を連絡するものとする。

- (1) 着岸岸壁又はポンツーンの使用水先艇の有無
- (2) 着岸岸壁又はポンツーン付近の他の船舶の状況
- (3) 水先人乗下船場所及び乗下船方法
- (4) 着岸岸壁又はポンツーン付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねり）の方向、波高）及び潮流（流向、流速）
- (5) その他操船上の参考となる事項

（連絡方法）

第 12 条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

区分	連絡先	連絡方法
通常及び緊急の場合	事務所	各水先艇の専用携帯電話

（機器点検）

第 13 条 船長は入港着岸（ポンツーン）前又は防波堤の手前 100m 等、入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様とする。

（記録）

第 14 条 船長及び運航管理者は、基準経路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航管理日誌に記録するものとする。

附 則

1. この基準は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
2. この基準は、平成 25 年 4 月 3 日、一部改訂する。
3. この基準は、令和 3 年 11 月 1 日、一部改訂する。
4. この基準は、令和 7 年 2 月 15 日、一部改訂する。